

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第3号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員倫理規則の一部を改正する規則

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員倫理規則（平成27年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第10号中「意識」を「意識若しくは性的指向若しくは性自認に関する偏見」に改め、同項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（職場における次に掲げるものをいう。）を行わないこと

ア 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること

(ア) 妊娠したこと

(イ) 出産したこと

(ウ) 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと

イ 職員に対する妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること

附 則

この規則は、公布の日から施行する。